

大和市告示第15号

大和市行政協力員制度実施要綱を次のように定める。

令和2年1月22日

大和市長 大 木 哲

大和市行政協力員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の協力を得て市行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、行政協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政協力員)

第2条 行政協力員は、市長が依頼する市行政に係る各種事項に協力するものとする。

2 行政協力員の種類、目的及び主な協力事項は、別表のとおりとする。

(身分)

第3条 行政協力員は、地方公務員としての身分を有しない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、行政協力員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	目的及び主な協力事項
(1) 商工指導アドバイザー	市内企業等の経営の安定及び発展に資するため、当該経営者等に係る相談、指導等を行う。
(2) 都市農業振興推進員	本市の都市農業振興に資するため、農業行政の周知、本市及び農家との連絡調整等を行う。
(3) 環境事業推進員	一般廃棄物の減量化、資源化、適正処理等、地域の清潔の保持等の推進に資するため、本市の環境施策への協力を行う。
(4) 介護サービス相談員	介護保険制度の円滑な実施に資するため、同制度を広く市民に周知するとともに、同制度及び介護保険サービスに関する市民からの相談対応等を行う。
(5) 手話通訳者	本市の聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者の円滑な意思疎通に資するため、当該者の相談、手続等における意思疎通支援を行う。
(6) 要約筆記者	
(7) 歴史資料調査指導委員	本市における歴史情報の提供及び修史事業の推進に資するため、市域の歴史資料の収集、調査、整理等に協力する。
(8) 社会体育振興委員	本市におけるスポーツの推進に資するため、教育機関、行政機関、スポーツ団体等が行うスポーツに関する行事、事業等に協力する。
(9) 市営住宅連絡員	市営住宅の円滑な管理に資するため、入居者の状況把握、指定管理者との連絡調整等に協力する。
(10) 交通指導員	本市における交通安全の確保に資するため、歩行者及び交通車両に対する街頭指導、助言等を行う。